

河内長野市地域猫活動ガイドブック



令和5年12月 作成
令和6年6月 改定

河内長野市 環境経済部環境政策課

目次

1. 地域猫活動とは	3
2. 地域猫活動の実践	4
2-1. 地域の理解醸造	
2-2. 活動の体制・ルールづくり	
2-3. 活動拠点づくり	
2-4. TNR の実施	
2-5. 個体の管理	
3. 地域猫活動における行政の位置づけ	6
3-1. 地域猫活動の役割	
3-2. 大阪府の支援	
3-3. 河内長野市の支援	
4. 河内長野市の地域猫活動支援制度	7
4-1. 制度の概要	
4-2. 必要書類等	
5. 地域猫活動団体登録制度	10
5-1. 団体登録制度の趣旨	
5-2. 団体登録すると可能になること	
5-3. 自治会等団体の代表者が窓口で閲覧できる情報について	
5-4. 登録の要件	
5-5. 登録の流れ	
5-6. 様式記入例	
5-7. 登録団体一覧表のイメージ	

6. 地域猫用捕獲器の貸出 27

6-1. 貸出の概要・対象者・要件

6-2. 貸出期間

6-3. 貸出の流れ

6-4. 注意事項

6-5. 様式記入例

7. さくらねこ無料手術チケットの配布 . . . 34

7-1. 利用の概要・対象者・要件

7-2. 利用の流れ

7-3. 注意事項

7-4. 様式記入例

8. 地域猫不妊手術費用補助金の交付 . . . 45

8-1. 利用の概要・対象者・要件

8-2. 利用の流れ

8-3. 注意事項

8-4. 様式記入例

9. 参考資料 70

9-1. 河内長野市地域猫活動団体登録要領

9-2. 河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領

9-3. 河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領

9-4. 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱

9-5. 団体会則例

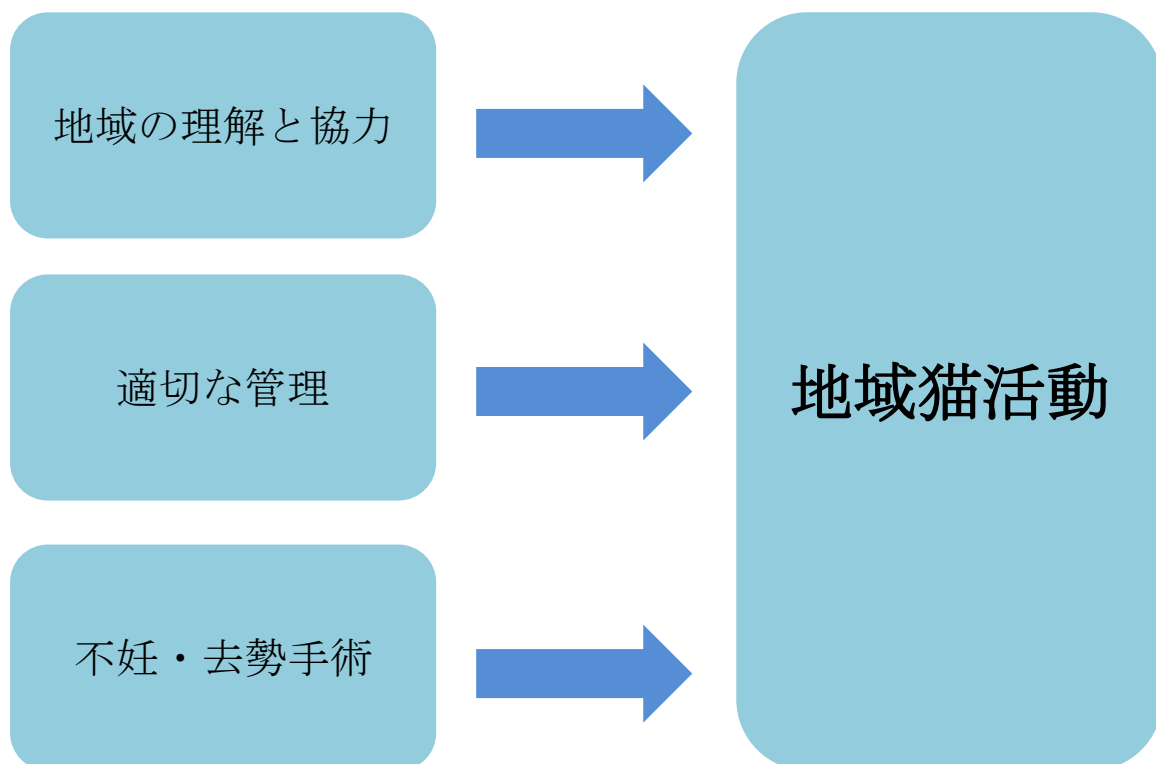
9-6. 活動地域の区域図例

10. あとがき 93

1. 地域猫活動とは

皆様の住む地域でも数の違いこそあれ、所有者のいない猫（いわゆる野良猫）が見られると思われます。同じ地域の“隣人”として、地域住民と猫が共生できることが望ましいですが、残念なことに、糞尿被害など猫が人に迷惑をかけてしまう事例もあります。こういった野良猫を原因とする様々なトラブルの解決方法の一つとして注目されているのが「地域猫活動」です。

「地域猫活動」とは、地域に暮らす野良猫に不妊去勢手術を行い、地域住民が中心となって適切に飼育管理することにより、周辺の住環境の向上を図るとともに、所有者のいない猫の増加を抑制し、今いる猫の寿命を全うさせることを目的として行う活動です。



2. 地域猫活動の実践

2-1. 地域の理解醸成

地域猫活動を始めるためには活動に対する地域住民の理解が不可欠です。なぜなら地域猫活動は、猫を好きな人、猫を嫌いな人、様々な考えを持つ人々が生活する地域の中で、ただ所有者のいない猫の捕獲や不妊手術だけを実施して終了するのではなく、その後の給仕や清掃など長い時間をかけて実施していく必要のある取り組みであるからです。

したがって、まずは地域住民に対して地域猫活動の目的や活動内容について十分に説明を行い、活動の際にトラブルが生じないように地域として同意をしてもらうことが重要です。

2-2. 活動の体制・ルールづくり

地域猫活動を継続していくためには活動の体制と明確なルールが必要です。所有者のいない猫の捕獲・動物病院への運搬やその後の給仕・清掃にそれぞれ誰が取り組むのかを決める必要があります。無理せず継続するためには、役割分担やローテーションを組むことも大切です。

地域として地域猫活動に取り組む場合は、地域内の有志の住民が取り組むケースや自治会等の役員が従事するケースもありますが、一つの方法として地域内に地域猫活動の専門部会を作る方法があります。この方法のメリットとしては、自治会等の役員任期の制約を受けることなく継続的に地域猫活動に取り組むことができることが挙げられます。いずれにせよ地域猫活動には地域の同意が大前提となりますが、例えば猫を嫌いな人が最前線で活動を担うような体制は避けるべきでしょう。

2-3. 活動拠点づくり

所有者のいない猫に対する給仕については、なるべく住民の迷惑になりにくい特定の場所を設けて、決まった時間に与えるようにしましょう。給仕場所を清潔に保つために定期的な清掃も重要となります。

2-4. 個体把握

管理する所有者のいない猫の数を常に把握することで、新たな猫が地域に入ってきたときの対応や健康状態の把握が可能となるとともに新たに TNR※の実施が必要となった際にも役立てることができます。

※TNR

TNR とは、**Trap・Neuter・Return** を略した言葉で、捕獲器等で所有者のいない猫を捕獲（**T**rap）し、不妊去勢手術（**N**euter）を実施し、元の地域に戻す（**R**eturn）ことを指します。

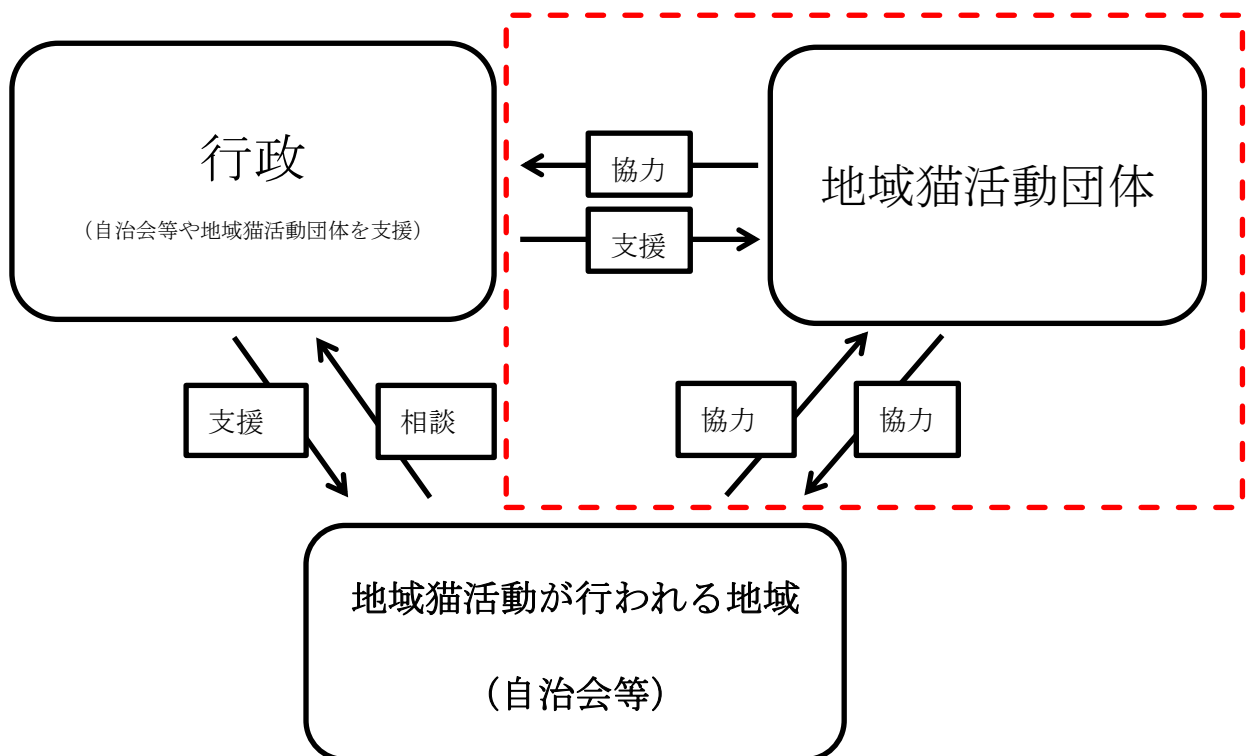
2-5. TNR とその後の世話

捕獲器を使用して、傷つけることのないようにして猫を捕獲します。地域内の飼い猫が捕獲器にかかることの無いように、必ず予め地域内に捕獲活動を実施する日程等の周知をする必要があります。捕獲した所有者のいない猫を動物病院に運搬し、不妊去勢手術を受けさせ、元の地域に戻した後は、猫の繁殖を防ぎながら地域猫として地域の中で世話をしていきます。

3. 地域猫活動における行政の位置づけ

3-1. 地域猫活動の役割

地域猫活動の形態は地域住民（自治会等）が活動主体となる場合や地域猫活動団体が地域と協力して取り組む場合等様々ですが、行政は地域猫活動を行う地域及び地域猫活動団体を支援することで地域猫活動をサポートします。



3-2. 大阪府の支援内容

- ・大阪府内の地域猫活動の普及啓発活動
- ・野良猫対策物品の貸与等
- ・地域猫活動実施支援
- ・地域猫活動に関する相談受付

3-3. 河内長野市の支援内容・・・大阪府の支援の補完

- ・自治会等へ地域猫活動団体の紹介
- ・捕獲檻の貸出（地域猫活動を目的とする自治会等又は団体のみ）
- ・どうぶつ基金発行の「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」の配布
- ・地域猫不妊手術に係る補助金の交付

4. 河内長野市の地域猫活動支援制度

4-1. 制度の概要について

河内長野市の地域猫活動支援制度は4つの制度から成り立ちます。

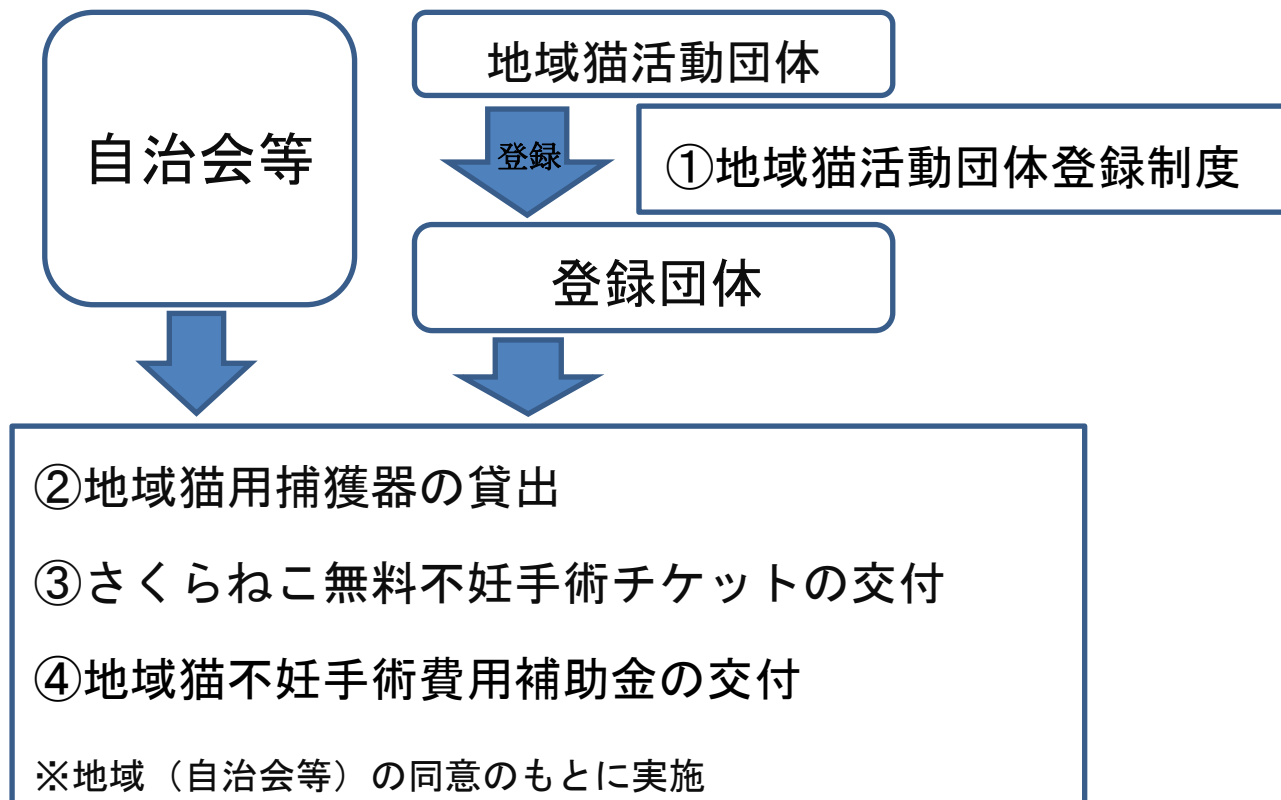
- ① 地域猫活動団体登録制度
- ② 地域猫用捕獲器の貸出
- ③ さくらねこ無料不妊手術チケットの交付
- ④ 地域猫不妊手術費用補助金の交付

これらの制度の対象となるのは河内長野市内で地域猫活動を行う以下の2種類の団体です。

- (1) 自治会等（市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）
については、②地域猫用捕獲器の貸出、③特定の動物病院で不妊去勢手術が受けられるさくらねこ無料不妊手術チケットの交付及び④不妊去勢手術に対して補助金が受けられる地域猫不妊手術費用補助金の交付制度を利用することができます。

(2) 地域猫活動団体

地域猫活動団体については、市に①地域猫活動団体登録制度に基づく団体登録を受けることで「登録団体」となり、自治会等と同様に②～④の制度を利用することができます。



4-2. 制度の概要（必要書類・スケジュールなどの一覧）

河内長野市の地域猫活動に係る支援策

自治会用

時期	捕獲器の貸出	さくらねこ無料不妊手術チケット	地域猫不妊手術費用補助金
TNR活動予定月の前々月末まで ※2 ※2 ただし、「地域猫不妊手術費用補助金」を利用して4月または5月にTNR活動を予定する場合は、申請期間が異なります。 4月にTNR活動を予定する場合 ⇒ 当該月（4月）交付対象事業開始日まで 5月にTNR活動を予定する場合 ⇒ 交付対象事業開始前月末（4月末）まで		○交付申請 【提出書類】 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類(※1) ※1 ただし、市役所自治協働課に自治会名簿を提出した団体については、賠償責任保険への加入を証する書類の提出不要	○交付申請 【提出書類】 河内長野市地域猫 不妊手術費用補助金交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・誓約書（様式2号） ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類 ・申請者（代表者）の本人確認書類
使用月の前月1～5日まで		⇒市が基金へ申込	⇒市が審査
使用月の初日以降	○貸出申請 【提出書類】 河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類(※) ⇒市が捕獲器を貸出し（期間は一カ月以内）	⇒市が交付決定を通知、チケットを交付 (有効期間一ヵ月)	⇒市が交付決定通知を送付
使用月の月末まで		○チケット使用（TNR活動）	○TNR活動
捕獲器貸出から一カ月以内	○返却及び活動報告 【提出書類】 河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書 (様式第2号) 【添付書類等】 ・捕獲器（返却）		
使用月の翌月末まで		○活動報告 【提出書類】 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット利用報告書 (様式第3号) 【添付書類等】 ・猫の写真（手術前、手術後） ・活動地域の区域図 ・利用しなかったチケット（返却）	○実績報告 【提出書類】 河内長野市地域猫 不妊手術費用補助金実績報告書 (様式第6号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・活動現場の写真 (捕獲器の設置状況がわかるもの) ・猫の写真（手術前、手術後） ・領収書の写し ⇒市が交付確定通知書を送付
			○補助金の交付請求 【提出書類】 河内長野市地域猫 不妊手術費用補助金交付請求書 (様式第8号)

河内長野市の地域猫活動に係る支援策

地域猫活動団体用

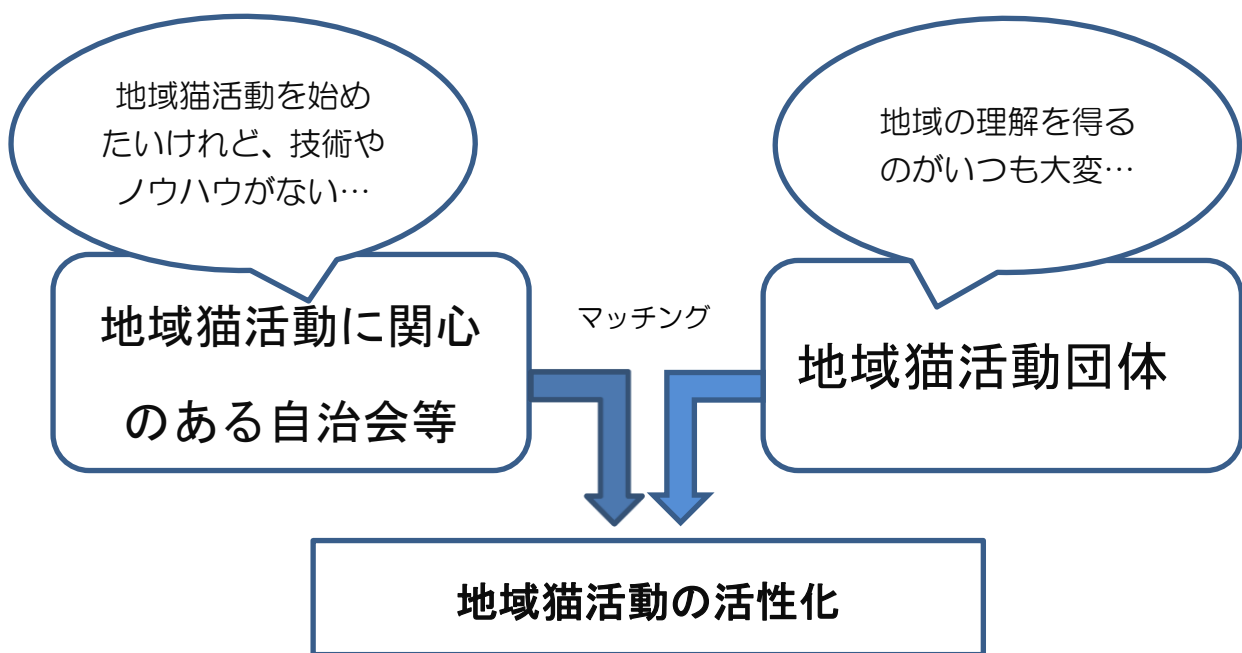
時期	団体登録	捕獲器の貸出	さくらねこ無料不妊手術チケット	地域猫不妊手術費用補助金	市民市民公益活動補償制度【参考】
団体登録前 随時	○登録 【提出書類】 地域猫活動団体登録申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・地域猫活動団体構成員名簿 (様式第2号) ・団体の活動内容を規定した規約等 ・その他市長が必要と認める書類 ⇒市が登録可否決定を通知				○登録 【提出書類】 市民活動団体届 【添付書類等】 ・団体の名簿 ・活動内容がわかる資料 (規約や事業計画書など) ⇒登録完了※1 ※1 登録完了後、受付後の団体届の写しを返却します。団体届の写しは「賠償責任保険への加入を証する書類」とみなせます。
団体登録決定後（一ヵ月ごと） TNR活動予定月の前々月末まで ※2 ※2 ただし、「地域猫不妊手術費用補助金」を利用して4月または5月にTNR活動を予定する場合は、申請期間が異なります。 4月にTNR活動を予定する場合 ⇒ 当該月（4月）交付対象事業開始日まで 5月にTNR活動を予定する場合 ⇒ 交付対象事業開始前月末（4月末）まで			○交付申請 【提出書類】 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類	○交付申請 【提出書類】 河内長野市地域猫 不妊手術費用補助金交付申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・誓約書（様式2号） ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類 ・申請者（代表者）の本人確認書類	
TNR活動予定月の前月1～5日まで			⇒市が基金へ申込	⇒市が審査	
TNR活動予定月の初日以降		○貸出申請 【提出書類】 河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書 (様式第1号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・賠償責任保険への加入を証する書類 ⇒市が捕獲器を貸出し（期間は一ヵ月以内）	⇒市が交付決定を通知、チケットを交付（有効期間一ヵ月）	⇒市が交付決定通知を送付	
TNR活動月の月末まで			○チケット使用（TNR活動）	○TNR活動	
捕獲器貸出から一ヵ月以内		○返却及び活動報告 【提出書類】 河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書 (様式第2号) 【添付書類等】 ・捕獲器（返却）			
TNR活動月の翌月末まで※3 ※3 ただし、「地域猫不妊手術費用補助金」については、一部報告期間が異なります。 3月にTNR活動を実施した場合 ⇒ 3月末日まで			○活動報告 【提出書類】 河内長野市さくらねこ 無料不妊手術チケット利用報告書 (様式第3号) 【添付書類等】 ・猫の写真（手術前、手術後） ・活動地域の区域図 ・利用しなかったチケット（返却）	○実績報告 【提出書類】 河内長野市地域猫 不妊手術費用補助金実績報告書 (様式第6号) 【添付書類等】 ・活動地域の区域図 ・活動現場の写真（捕獲器の設置状況がわかるもの） ・猫の写真（手術前、手術後） ・領収書の写し ⇒市が交付決定通知書を送付	
交付確定通知書到着後				○補助金の交付請求 【提出書類】 河内長野市地域猫 不妊手術費用補助金交付請求書 (様式第8号)	
翌年度当初	○登録の更新 【提出書類】 地域猫活動団体登録更新申請書 (様式第4号) 【添付書類等】 ・地域猫活動実績報告書 (様式第5号) ・その他市長が必要と認める書類 ⇒市が登録更新可否決定を通知				○登録の更新 【提出書類】 市民活動団体届 【添付書類等】 ・団体の名簿 ・活動内容がわかる資料 (規約や事業計画書など) ⇒登録更新完了※1

5. 地域猫活動団体登録制度

5-1. 団体登録制度の主旨

地域猫活動の実施には「地域の同意」が必要不可欠ですが、地域猫活動団体が地域に入って TNR 等を実施することの難しさがある一方で、自治会等で地域猫活動の実施を検討しているものの地域内に経験や技術を持った住民がいないといった相談が寄せられることがあります。

団体登録制度は本市における活動の継続性が見込まれる地域猫活動団体を把握し、適切に支援するとともに、登録した団体を地域猫活動にかかる技術的支援や助言を必要とする自治会等とマッチングすることで、本市における地域猫活動の活性化に寄与することを目的としています。



5-2. 団体登録をすると可能になること

登録を行った地域猫活動団体は、「地域猫用捕獲器の貸出」、「さくらねこ無料不妊手術チケットの交付」及び「地域猫不妊手術費用補助金の交付」の各制度が利用可能となります。

5-3. 自治会等の代表者が窓口で閲覧できる登録団体の情報について

団体登録の際に地域猫活動団体登録申請書で「閲覧可能」とされた連絡先等の情報については、自治会等の地域代表者が地域猫活動を実施するにあたって「地域猫活動団体の協力を仰ぎたい」という意向を持つ場合に、市環境政策課窓口にて「登録団体一覧表（P. 26 参照）」を閲覧することができます。

同表なかで登録団体は、「TNR の実施」や「地域猫活動に関する助言」など、団体として無理のない範囲で自治会等をサポートできる項目について意思表示することとなります。（団体登録の内容については年度途中の変更が可能です。）

5-4. 登録の要件

地域猫活動団体として登録するためには以下の条件を満たす必要があります。また、登録された団体が条件を満たさなくなった場合は、団体の登録を取り消すことがあります。

1. 市内の一定の区域において、地域猫活動（住民、自治会等、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動）を行うこと。
2. 同一の世帯に属さない3名以上のもので構成されていること。
3. 地域猫活動を行う地域内の住民に対して活動の周知を行い、同意を得ること。
4. 現在の活動地域における地域猫及び地域猫活動に係る苦情、トラブル、損害等について、自らの責任において対応を行うこと。
5. 毎年度、市長の求めに応じて地域猫の状況及び活動状況を報告すること。
6. 自ら動物を愛護するのみならず、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神に則り、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発その他の活動を行うこと。
7. 河内長野市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

5-5. 団体登録の際に必要な書類

登録に際して提出する書類は次のとおりです。

- ◆新規登録時（前年度団体登録を行わなかった場合）
 - ・地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）
 - ・地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）
 - ・団体の活動内容を規定した規約等

◆更新時（前年度団体登録している場合）

- ・地域猫活動団体登録更新申請書（様式第4号）
- ・地域猫活動実績報告書（様式第5号）

5 - 6 . 地域猫活動団体登録関係

申請等様式記入例

5 - 6 - 1 . 地域猫活動団体登録申請書

記入例

記入例①

記入例②・・・代表者名を公表したくない場合

(日中電話対応が困難な場合等を想定)

記入例③・・・団体名の一部を公表したくない場合

(団体名に地域名が含まれている場合等を想定)

地域猫活動団体登録申請書

令和4年12月1日

(宛先) 河内長野市長

(団体名) 河内長野市ねこの会
 (代表者) 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
 氏 名 河内 花子
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を受けたいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

① 窓口で閲覧可能とする団体名	☒ 同上 ☐ その他 ()
② 団体構成員数	10名
③ 活動履歴	令和元年 5月 1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報 (任意選択)	☒ 代表者名 ☒ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス (neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp) ☒ ホームページの URL (www.kawachinaganonekonokai.lg.jp)
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容 (任意選択)	☒ TNR (所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと) の実施 ☒ TNR・地域猫活動に係る助言・相談 ☐ その他 ()
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件 (任意選択)	☒ TNR の実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☒ TNR 後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他 ()

備考

※太枠内に記入された内容については、地域猫活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

添付書類：(1) 地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）

(2) 団体の活動内容を規定した規約等

(3) その他市長が必要と認める書類

地域猫活動団体登録申請書

記入例②

(代表者を公表したくない場合)

令和4年12月1日

(宛先) 河内長野市長

(団体名) 河内長野市ねこの会
 (代表者) 住所 河内長野市原町一丁目1番1号
 氏名 河内 花子
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を受けたいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

① 窓口で閲覧可能とする団体名	☒ 同上 ☐ その他 ()
② 団体構成員数	10名
③ 活動履歴	令和元年 5月 1日 から 至現在
④ 窓口で閲覧可能とする情報 (任意選択)	☐ 代表者名 ☐ 代表者電話番号 ☒ メールアドレス (neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp) ☐ ホームページの URL ()
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容 (任意選択)	☐ TNR (所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと) の実施 ☒ TNR・地域猫活動に係る助言・相談 ☐ その他 ()
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件 (任意選択)	☐ TNR の実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☐ TNR 後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☐ その他 ()

備考

※太枠内に記入された内容については、地域猫活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。
 （①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

添付書類：(1) 地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）

(2) 団体の活動内容を規定した規約等

(3) その他市長が必要と認める書類

地域猫活動団体登録申請書

記入例③

（団体名の一部を公表したくない場合）

令和4年12月1日

（宛先）河内長野市長

伏字にすることも可能です。（団体名に具体的な活動場所として
いる町名等が入っているため、
明かしたくない場合などを想定
しています。）

（団体名） 河内長野市ねこの会
（代表者） 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
氏 名 河内 花子
電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録をしたいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第3条第1項に基づき、次のとおり申請します。

① 窓口で閲覧可能とする団体名	☐ 同上 ☒ その他（●●●●●ねこの会
② 団体構成員数	10名
③ 活動履歴	令和元年 5月 1日 から
④ 窓口で閲覧可能とする情報（任意選択）	☒ 代表者名 ☒ 代表者電話番号 ☐ メールアドレス（ ☐ ホームページの URL（
⑤ 自治会等団体をサポートできる内容（任意選択）	☒ TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）の実施 ☒ TNR・地域猫活動に係る助言・相談 ☐ その他（
⑥ 自治会等団体をサポートできる要件（任意選択）	☒ TNR の実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ☒ TNR 後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ☒ その他（TNR の際に猫の運搬を自治会等が行うこと）
備考	

その他に具体的な要件がある場合は括弧の中に記入してください。

※太枠内に記入された内容については、地域猫活動団体のサポートを受けながら地域猫活動を実施したい自治会等団体（連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体）の代表者が環境政策課窓口で閲覧できるものとします。

（①の項目については閲覧可能とします。②③の項目については閲覧不可とします。④⑤⑥については閲覧可能とする項目のみ選択・記載してください。）

添付書類：（1）地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）

（2）団体の活動内容を規定した規約等

（3）その他市長が必要と認める書類

5 - 6 - 2 . 地域猫活動団体構成員名簿

記入例

地域猫活動団体構成員名簿

（団体名）河内長野市ねこの会

※ 同一世帯に属さない3名以上のもので構成されていること

No.	フリガナ 氏名	住所	役割等
		連絡先	
1	カワチ ハナコ 河内 花子	河内長野市原町一丁目1番1号 0721-53-1111	(代表)
2	オオサカ イチロウ 大阪 一郎	●●市××町一丁目1番2号 ×××-××××-××××	(副代表)
3	ナガノ ニコ 長野 二子	●●市××町一丁目1番3号 ×××-××××-×××○	会計
4	オクカワチ サブロウ 奥河内 三郎	●●市××町一丁目1番4号 ×××-××××-×××△	
5	イワワキ ヨツバ 岩湧 四葉	●●市××町一丁目1番5号 ×××-××××-×××□	
6			
7			
8			
9			
10			

5 - 6 - 3 . 地域猫活動団体登録更新申請書

記入例

地域猫活動団体登録更新申請書

令和5年4月1日

（宛先）河内長野市長

（団体名）

河内長野市ねこの会

（代表者）住 所

河内長野市原町一丁目1番1号

氏 名

河内 花子

電話番号

0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を更新したいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第5条第1項に基づき、次のとおり申請します。

従前の団体登録内容に変更は、 ☒ あります ☐ ありません

変更内容

構成員に変更があります。（別紙のとおり）

備考

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。

5 - 6 - 4 . 地域猫活動団体登録変更届出書

記入例

地域猫活動団体登録変更届出書

令和●年●月●日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこを守る会
 （代表者）住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
 氏 名 河内 花子
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録内容を変更したいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第6条に基づき、次のとおり届け出ます。

変更の内容	・ 会員数に変更があった ・ 活動規約の更新 ・ 支援可能内容や対象に変更がある
変更の理由	・ 新規に会員が追加となった ・ 会員の脱退があった ・ 活動規約の見直しを行い、●●に関する規約を追加したため ・ 団体規模の拡大に伴い、●●についても支援が可能となったため ・ 団体規模縮小に伴い、支援条件に●●を追加したため
備考	

※構成員、規約等に変更がある場合は、詳細が分かる書類を添付すること。

5 - 6 - 5 . 地域猫活動団体登録廃止届出書

記入例

地域猫活動団体登録廃止届出書

令和●年●月●日

（宛先）河内長野市長

（団体名） 河内長野市ねこを守る会
 （代表者）住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
 氏 名 河内 花子
 電話番号 0721-53-1111

地域猫活動団体の登録を廃止したいので、河内長野市地域猫活動団体登録要領第7条に基づき、次のとおり届け出ます。

記

廃止の理由	・ 会員数減少により団体活動が困難になったため
活動地域への説明・活動拠点の処理など	・ ●●自治会内に猫部会を立ち上げていただき、部会代表者に活動の引き継ぎを行った。今後活動拠点は●●自治会猫部会代表者宅とする ●●自治会猫部会 代表者 ●● ●●氏 住所：●●町○○-○○ TEL：○○○-○○○○-○○○○
備考	

※活動拠点の処理完了後の写真を添付すること。

5・7. 登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

登録団体一覧表（閲覧簿）のイメージ

地域猫活動団体 登録団体一覧表

窓口での閲覧イメージ

●年●月●日 時点

団体名	代表者名	代表者電話番号	メールアドレス	ホームページのURL	自治会等団体をサポートできる内容(任意選択)	自治会等団体をサポートできる要件(任意選択)
記入例①に対応 (基本)					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと
河内長野市ねこの会	河内 花子	0721-53-1111	neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp	www.kawachinaganonekonokai.lg.jp		
記入例②に対応 (代表者を公表したくない場合)					・TNR・地域猫活動に係る助言相談	
河内長野市ねこの会			neko_no_kai@city.kawachinagano.lg.jp			
記入例③に対応 (団体名の一部を公表したくない場合)					・TNRの実施 ・TNR・地域猫活動に係る助言相談	・TNRの実施や地域猫活動について自治会等が地域猫活動団体と連携の上で地域内での周知を主体的に行うこと ・TNR後の給餌・清掃活動について自治会等が自主的・継続的に取り組むこと ・TNRの際に猫の運搬を自治会等が行うこと
●●●●●ねこの会	河内 花子	0721-53-1111				

※ TNR : 所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと

6. 地域猫用捕獲器の貸出

6-1. 捕獲器貸出の概要・貸出対象者

河内長野市では、地域に住み着いた所有者のいない猫に対して不妊去勢手術を行う事を目的に、自治会等や条件を満たした団体等を対象に地域猫用捕獲器の貸出を行っています。

◆捕獲器の貸出対象（下記のいずれかに該当する団体）

1. 地域猫活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
2. 「河内長野市地域猫活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

6-2. 貸出期間

貸出日から一箇月以内

6-3. 貸出申請に必要な書類

自治会等が申請を行う場合

- ・河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）
- ・活動地域と捕獲器設置予定場所の地図

自治会等から活動の同意を受けた団体が申請を行う場合

- ・河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）
- ・活動地域と捕獲器設置予定場所の地図
- ・賠償責任保険への加入を証する書類

6-4. 注意事項

- ・個人に対しては捕獲器の貸出は行っていない。
- ・地域猫活動以外を目的に捕獲器を使用しないでください。
- ・捕獲器の管理は申請団体で行い、又貸し等を行わないでください。
- ・虚偽申請や目的外利用等が確認された場合は、捕獲器の貸出を取り消すとともに速やかに捕獲器の返還を求める場合があります。

6 - 5 . 地域猫用捕獲器貸出関係

申請等様式記入例

6 - 5 - 1 . 地域猫用捕獲器貸出申請書

記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請する場合

河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書

令和4年12月15日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 ×××自治会

代表者住所 河内長野市原町一丁目1番1号

代表者氏名 長野 太郎

電話番号 0721-53-1111

河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第5条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

設置場所	河内長野市 ××町一丁目
貸出期間	令和4年12月15日 ～ 令和5年 1月14日
確認事項	☒ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 ☒ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合は不要） ☒ 捕獲器に破損等なし ☒ 裏面の確認と遵守

○申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合

・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名）長野 太郎

○申請者が要領第3条第2号の団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）

・給餌・清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名）

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

記入不要（地域猫活動団体が申請時に使用）

河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書

記入例②
(地域猫活動団体)

令和4年12月15日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

団体名 **河内長野市ねこの会**
 代表者住所 **河内長野市原町一丁目1番1号**
 代表者氏名 **河内 花子**
 電話番号 **0721-53-1111**

河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領（以下「要領」といいます。）第5条の規定に基づき、猫用捕獲器の貸出を申し込みます。

なお、捕獲器の貸出しを受けるに当たり、要領の規定を遵守するとともに、各規定に反した場合は、速やかに捕獲器を返却します。

記

設置場所	河内長野市 ××町一丁目
貸出期間	令和4年12月15日 ～ 令和5年 1月14日
確認事項	☒ 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所や給餌場所記載のもの）の提出 ☒ 賠償責任保険への加入を証する書類の提出（申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合は不要） ☒ 捕獲器に破損等なし ☒ 裏面の確認と遵守

○申請者が要領第3条第1号の団体に該当する場合

・地域猫活動を実施している地域の自治会等

記入不要（自治会等が申請時に使用）

(署名)

○申請者が要領第3条第2号の団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

活動地域の代表者が署名

(署名)

長野 太郎

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて、地域または団体の代表者が署名

(署名)

長野 太郎

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

6 - 5 - 2 . 地域猫用捕獲器利用報告書

記入例

記入例・・・自治会等、地域猫活動団体共通

河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書

令和5年1月13日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 ×××自治会

代表者住所 河内長野市原町一丁目1番1号

代表者氏名 長野 太郎

電話番号 0721-53-1111

河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

貸 出 期 間	令和4年 12月15日 ～ 令和5年 1月13日
設 置 場 所	河内長野市 ××町一丁目
設 置 期 間	令和4年 12月 20日 ～ 令和4年 12月 21日 令和5年 1月 10日 ～ 令和5年 1月 10日 年 月 日 ～ 年 月 日
捕 獲 数	5 匹

7. さくらねこ無料不妊手術チケットの交付

7-1. チケット利用の概要・交付対象者

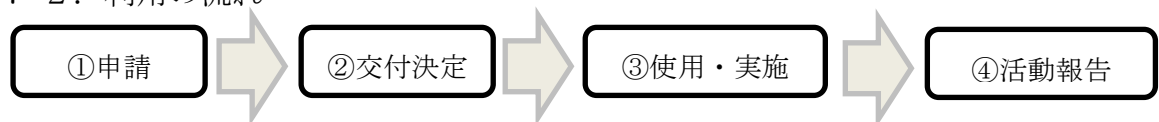
河内長野市では、地域猫活動の推進のため、自治会等や条件を満たした団体等を対象に、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」の配布を行っています。

◆チケット配布対象（下記のいずれかに該当する団体）

1. 地域猫活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
2. 「河内長野市地域猫活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

7-2. 利用の流れ



①河内長野市へチケット交付申請

（申請期限 チケット使用月の前々月の月末）

提出書類

- ・河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式 1）
- ・地域猫活動区域と捕獲活動予定場所を示す地図

②チケット交付決定 （交付決定連絡 チケット使用月の前月の 20 日前後）

③チケット使用・不妊去勢手術の実施 （チケット使用月の月初から月末）

④地域猫活動報告 （報告期限 チケット使用月の翌月末）

提出書類

- ・河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式 3）
- ・捕獲場所詳細地図
- ・捕獲活動写真
- ・手術前後の猫の写真
- ・地域猫活動記録表

7-3. 注意事項

- ・チケットは地域猫活動を目的とした不妊・去勢手術を行う猫のみを対象としています。譲渡または飼育予定の猫にチケットを使用しないでください。
- ・交付されたチケットを申請団体以外で使用することはできません。
- ・チケットを利用する不妊・去勢手術に対して、対価・報酬・実費等の請求はできません。
- ・市の要領やどうぶつ基金の規定が守られていないことが確認された場合は、未利用チケットの返却や以後のチケット配布をお断りする場合があります。
- ・市の「河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領」や、どうぶつ基金が定める各種規定等を守ってください。
- ・公益財団法人どうぶつ基金の手続きや規約等が変更になった場合、本ガイドブックに記載の手続きも変更される場合があります。

7-4. さくらねこ無料不妊手術 チケット関係

申請等様式記入例

7-4-1. さくらねこ無料不妊手術 チケット交付申請書

記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請する場合

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

令和4年12月15日

(宛先) 河内長野市長

使用月の前々月末までに提出
してください。
(この例は2月使用分のチケ
ットの交付申請です。)

(申請者)

団体名 ×××自治会
代表者氏名 長野 太郎
住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
電話番号 0721-53-1111

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第4条の規定により、以下の確認事項に同意し、下記の通り申請します。

〈確認事項〉

1. 本事業の実施（捕獲、病院等への運搬等）は、申請者が責任もって行います。
2. チケットを利用する場合は、申請した地域の猫についてのみ使用します。
3. チケットの利用にあたり、地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、万が一トラブルが生じた場合は、申請者において責任をもって対応します。また、チケットの利用に当たり生じた損害についても、申請者の責任において対応します。
4. 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。
5. 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
6. 有効期限が過ぎたチケットは、市に返却します。
7. 他者にチケットを譲渡しません。

記

1. 捕獲場所 河内長野市 ××町一丁目
※ 地図を添付
2. 申請枚数 5 頭分

裏面へ続く

(表面)

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名）

長野 太郎

○申請者が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

- ・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体

記入不要（地域猫活動団体が申請時に使用）

（署名）

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

※賠償責任保険への加入を証する書類を添付すること（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）

〈特記事項〉

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数どおりの交付ができない場合があります。

（裏面）

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

令和4年12月15日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

使用月の前々月末までに提出
してください。
(この例は2月使用分のチケ
ットの交付申請です。)

団体名 河内長野市ねこの会
代表者氏名 河内 花子
住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
電話番号 0721-53-1111

さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付を受けたいので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第4条の規定により、以下の確認事項に同意し、下記の通り申請します。

〈確認事項〉

8. 本事業の実施（捕獲、病院等への運搬等）は、申請者が責任もって行います。
9. チケットを利用する場合は、申請した地域の猫についてのみ使用します。
10. チケットの利用にあたり、地域住民等とのトラブルが生じないよう努め、万が一トラブルが生じた場合は、申請者において責任をもって対応します。また、チケットの利用に当たり生じた損害についても、申請者の責任において対応します。
11. 環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。
12. 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済であることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫が、この場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解普及に努めます。
13. 有効期限が過ぎたチケットは、市に返却します。
14. 他者にチケットを譲渡しません。

記

1. 捕獲場所 河内長野市 ××町一丁目
※ 地図を添付
2. 申請枚数 5 頭分

裏面へ続く

(表面)

○申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

・地域猫活動の区域に該当しない場合
記入不要（自治会等が申請時に使用）

（署名）

○申請者が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づき団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） **長野 太郎**

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等団体の代表者又は申請者が署名）

（署名） **長野 太郎**

※自治会等の地縁団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

※賠償責任保険への加入を証する書類を添付すること（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）

〈特記事項〉

公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数どおりの交付ができない場合があります。

活動地域の代表者が署名

当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて、地域または団体の代表者が署名

（裏面）

7-4-2. さくらねこ無料不妊手術 チケット利用報告書

記入例

記入例・・・自治会等、地域猫活動団体共通

様式第3号（第6条関係）

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

令和5年2月28日

使用月の翌月末までに提出してください。
(この例は2月使用分のチケットの利用報告です。)

(申請者)

団体名 ××××自治会代表者氏名 長野 太郎住 所 河内長野市原町一丁目1番1号電話番号 0721-53-1111

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）を利用したので、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 交付枚数

5 枚

2. 利用枚数

5 枚 (内訳 オス 2 匹、メス 3 匹)

3. 返却枚数

0 枚

使用しなかったチケットがある場合は
利用報告と併せて返却してください。

4. 利用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	実施場所
1	三毛	女	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市〇〇町
2	キジ、大柄	女	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市〇〇町
3	白・茶	女	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市〇〇町
4	白・茶	男	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市〇〇町
5	白・茶	男	2/24	●●-●-●●●●●●●●	××××	〇〇市〇〇町
6						
7						
8						
9						
10						

手術前、手術後の猫の写真を添付してください。
※個体が識別でき、また、手術を実施したことが分かるもの。

※ 添付書類：猫の写真（手術前、手術後）

8. 地域猫不妊手術費用補助金の交付

8-1. 補助金利用の概要・交付対象者

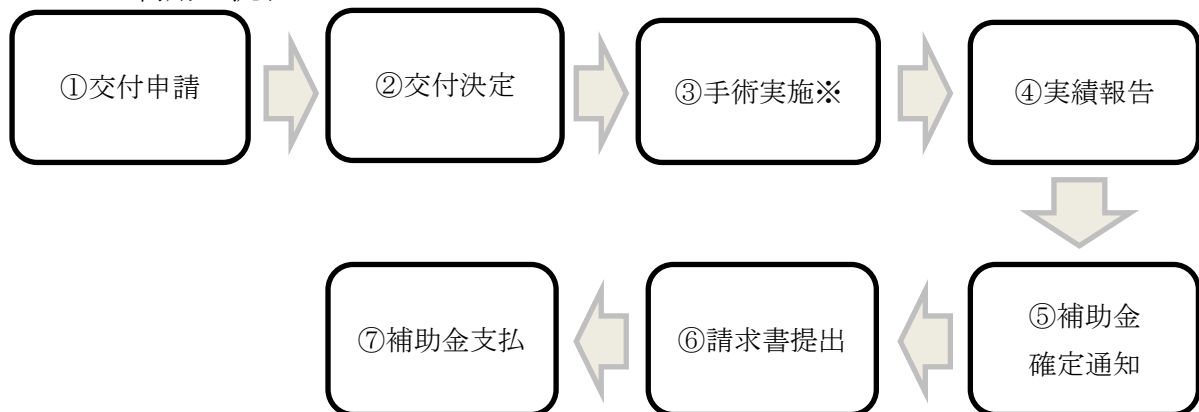
令和6年4月1日より河内長野市では、地域猫活動の推進のため、自治会等や条件を満たした団体等を対象に、地域猫不妊手術に係る補助金の交付を行っています。

◆補助金交付対象（下記のいずれかに該当する団体）

1. 地域猫活動を行う河内長野市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
2. 「河内長野市地域猫活動団体登録要領」に基づく団体登録を受けている団体※

※ ただし、事前に活動地域の自治会等の同意が必要

8-2. 利用の流れ



①河内長野市へ補助金交付申請

（申請期限 事業実施月の前々月の月末。ただし、実施月が4月の場合は交付対象事業の開始日まで、5月の場合は前月の末日。）

提出書類

- ・河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式1）
- ・河内長野市地域猫不妊手術費用補助金誓約書（様式2）
- ・活動地域の区域図
- ・賠償責任保険への加入を証する書類（ただし、市内の自治会が申請する場合は不要）
- ・申請者の本人確認書類（運転免許証の写しなど）

②補助金交付決定通知 （通知日 事業実施月の前月の 20 日前後）

③不妊去勢手術の実施 （交付決定通知日以降かつ事業実施月の月初～月末）

④地域猫活動実績報告 （報告期限 事業実施月の翌月末）

提出書類

- ・河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式 6）
- ・活動地域の区域図
- ・捕獲活動写真
- ・手術前後の猫の写真
- ・地域猫活動記録表

⑤補助金確定通知（通知日 実績報告後）

⑥請求書提出

提出書類

- ・河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付請求書（様式 8）

8-3. 注意事項

- ・本制度は地域猫活動を目的とした不妊・去勢手術を行う猫のみを対象としています。譲渡または飼育予定の猫に対して本制度は使用できません。
- ・申請団体以外が補助金を受け取ることはできません。
- ・本制度は実績報告に基づき補助金を交付するため、動物病院で施術費用については、申請団体が一度ご負担いただく必要があります。
- ・各申請に虚偽があった場合や本制度の不正利用が確認された場合等は、交付決定の取り消しや補助金の全部または一部の返却を求める場合があります。

8 - 4 . 地域猫不妊手術に係る補助金

申請等様式記入例

8 - 4 - 1 . 地域猫不妊手術費用補助金 交付申請書

記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請する場合

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書

令和6年 4月30日

（宛先）河内長野市長

（申請団体）

団体名 ××××自治会
代表者氏名 長野 太郎
代表者住所 河内長野市原町一丁目1番1号
電話番号 0721-53-1111

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 実施月 令和 6年 6月
2. 活動地域 河内長野市××町1丁目
3. 捕獲予定頭数 5 頭
4. 交付申請金額 42,000 円

裏面の「6. 事業計画」で計算した金額を記入してください。
申請金額以上の補助金は交付されませんので申請の際にご注意ください。

5. 同意欄

1) 申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

- ・地域猫活動の実施に当たっての同意欄（申請者が署名）

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名） 長野 太郎

（2）申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要綱に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

- ・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体の代表者が署名）

（署名）

- ・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体又は申請団体のうち実施主体となる団体の代表者が署名）

（署名）

※自治会等の団体を持たない地域にあっては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を添付すること

（裏面に続く）

記入不要（地域猫活動団体が申請時に使用）

6. 事業計画

性別	1頭当たりの手術等の費用 … (A)	1頭当たりの申請金額 (100円未満切捨) … (B)	頭数 … (C)	申請金額 合計 (B) × (C)
雄	10,000 円	7,200 円	2 頭	14,400 円
雌	15,000 円	9,200 円	3 頭	27,600 円
合計			5 頭	42,000 円

※不妊手術及び耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。
手術等予定費用を記入してください。

(A) が交付上限額を超える場合は、上限額を記入してください。
(A) が上限未満の場合は、(A) の値を記入してください。

計算結果を表面の「交付申請金額」に記入してください。

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※ (B) の金額は (A) の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

7. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	—
①	誓約書（様式第2号）	☒
②	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）	☒
③	賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）	☒
④	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☒
⑤	その他市長が必要と認める書類	☒

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書

令和6年 4月30日

(宛先) 河内長野市長

(申請団体)

団体名 河内長野市ねこの会
代表者氏名 河内 花子
住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
電話番号 0721-53-1111

標記の補助金の交付を受けたいので、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 実施月 令和 6年 6月
2. 活動地域 河内長野市●●町
3. 捕獲予定頭数 5 頭
4. 交付申請金額 42,000 円

裏面の「6. 事業計画」で計算した金額を記入してください。
申請金額以上の補助金は交付されませんので申請の際にご注意ください。

5. 同意欄

(1) 申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

・地域猫活動の推進に努めることについて、**記入不要（自治会等が申請時に使用）**

(署名)

(2) 申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

・TNR（所有者のいない猫を捕獲し、不妊手術を施し、元の場所に戻すこと）活動へ協力することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体の代表者が署名）

活動地域の代表者が署名

(署名) 長野 太郎

・給餌、清掃等を継続的に実施することについての同意欄（活動地域の自治会等の団体又は申請団体のうち実施主体となる団体の代表者が署名）

当該地域での地域猫活動における給餌・清掃の役割分担に応じて、地域または団体の代表者が署名

(署名) 長野 太郎

※自治会等の団体でない地域に於いては、署名欄への記入の代わりに活動地域内の住民全員の同意書を活用すること

(裏面に続く)

6. 事業計画

性別	1 頭当たりの手術等の費用 … (A)	1 頭当たりの申請金額 (100 円未満切捨) … (B)	頭数 … (C)	申請金額 合計 (B) × (C)
雄	10,000 円	7,200 円	2 頭	14,400 円
雌	15,000 円	9,200 円	3 頭	27,600 円
合計			5 頭	42,000 円

※不妊手術及び耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。
手術等予定費用を記入してください。

(A) が交付上限額を超える場合は、上限額を記入してください。
(A) が上限未満の場合は、(A) の値を記入してください。

計算結果を表面の「交付申請金額」に記入してください。

※既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カットを行う場合の (B) の上限は次のとおりです。

ワクチン接種及び駆虫を行う場合 5,200 円

ワクチン接種又は駆虫のいずれか一方を行う場合 4,100 円

ワクチン接種及び駆虫のいずれも行わない場合 3,000 円

※ (B) の金額は (A) の金額を超えないようにしてください。

※個体により手術費用が異なるなど上表による集計が難しい場合は表内の太枠のみ記入し、別途内訳書（様式は任意）を添付してください。

7. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第 1 号）（本申請書）	—
⑥	誓約書（様式第 2 号）	☒
⑦	活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）	☒
⑧	賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合は不要）	☒
⑨	代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いもの）又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類	☒
⑩	その他市長が必要と認める書類	☒

※交付申請書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

8 - 4 - 2 . 地域猫不妊手術費用補助金 誓約書

記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請する場合

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金誓約書

令和6年 4月30日

(宛先) 河内長野市長

(申請団体)

団体名 ××××自治会
 代表者氏名 長野 太郎
 代表者住所 河内長野市原町一丁目1番1号
 電話番号 0721-53-1111

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。

また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☑
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☑
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☑
	所有者のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☑
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	☑
	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☑
遵守 事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☑
	交付決定の通知日以降で、かつ実施月の初日から末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☑
	実施月の翌月の末日（実施月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☑

(裏面に続く)

誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないように努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）の「5. 同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組めます。	☒

実施月 令和 6年 6月

活動地域 河内長野市××町1丁目

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

申請者（活動地域の代表者）が署名

（署名） 長野 太郎

○申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。

（申請団体の代表者が署名）

（署名）

記入不要（地域猫活動団体が申請時に使用）

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名）_____

(宛先) 河内長野市長

(申請団体)

団体名 河内長野市ねこの会
 代表者氏名 河内 花子
 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
 電話番号 0721-53-1111

下記の要件等について、事実と相違ないことを誓約します。

また、説明を求められた際には誠実に対応し、誓約に反することが明らかになった場合は申請の却下又は交付決定の取消をされても異存なく、誓約内容の確認のために河内長野市が他の官公署に照会することについて承諾します。

記

各事項を確認の上、申請団体確認欄に✓を付けてください。		申請団体 確認欄
補助 要件	河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。	☒
	代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体ではありません。	☒
	不妊手術の目印として、耳の一部を切除する手術（以下「耳カットといいます。」）を行います。また、妊娠していた場合は堕胎を行います。	☒
	所有者のいない猫の不妊手術及び耳カットの実施が可能な動物病院で日時の予約など必要な調整を行った上で不妊手術を受けさせます。 (手術予定動物病院：)	☒
	譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫に対して実施しません。	☒
	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金以外の寄付金、謝礼その他の収入を得て実施しません。	☒
遵守 事項	猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）及び猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。）を撮影します。	☒
	交付決定の通知日以降で、かつ実施月の初日から末日までの間に交付決定事業を開始、完了します。	☒
	実施月の翌月の末日（実施月が3月の場合は3月末日まで）までに実績報告を行います。	☒

(裏面に続く)

誓約事項	環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」及び大阪府の「所有者のいない猫の適正管理ガイドライン」に沿った取組みを行うよう努めます。	☒
	地域住民等とのトラブルが生じないように努め、本事業の実施により生じた苦情、損害等については責任をもって対応します。	☒
	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）の「5. 同意欄」の内容に即して地域猫活動（「TNRの実施」及び「給餌、清掃等の継続的な実施」）に取り組めます。	☒

実施月 令和 6年 6月

活動地域 河内長野市●●町

○申請団体が市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体に該当する場合

私は、**記入不要（自治会等が申請時に使用）**
(署名)

○申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合

私は、上記事項について了承し、及び誓約します。
(申請団体の代表者が署名)
(署名) 河内 花子

地域猫活動団体代表者が署名

私は、申請団体が上記事項について了承し、及び誓約することを確認しました。

(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名) 長野 太郎

活動地域の代表者が署名

8 - 4 - 3 . 地域猫不妊手術費用補助金 実績報告書

記入例

記入例①・・・自治会等が申請する場合

記入例②・・・地域猫活動団体が申請する場合

記入例③・・・獣医師による不妊手術等証明欄記入方法

様式第6号(第11条関係)

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和6年 7月 1日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

団体名 ××××自治会
代表者氏名 長野 太郎
住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
電話番号 0721-53-1111

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 実施月 令和6年 6月
2. 活動地域 河内長野市 ××町1丁目

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄

(申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要)
記入不要(地域猫活動団体が申請時に使用)
私は、補助対象事業の猫の不妊手術を実施したこととを認め、(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名)

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書(様式第6号)(本報告書)	—
⑪	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
⑫	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)	☒
⑬	交付決定事業において手術等を行った所有者のいない猫の手術前後の写真(耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。)	☒
⑭	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
⑮	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

本事業を活用する猫の手術等実績を記入してください

5 頭 (内訳 雄 2 頭、雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	5,500
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

手術等を受け
させた猫の特
徴を記入して
ください。

手術を行った獣
医師に確認を取
るなどして、必
ず記入してくだ
さい。

動物病院で実施した手術内容を記入
してください。

病院搬入後に不妊手術済であることが
判明した場合（番号4の猫の例）
は、耳カットと併せてワクチン接種
または駆虫もしくはその両方を行っ
た場合は補助対象となりますが、耳
カットを行わなかった場合は補助対
象外となります。

本事業の対象
となる手術等
費用を記入し
てください。

※交付申請に
基づく交付決
定額が補助金
の上限となり
ます

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。 不妊手術等を実施した猫の番号 <u>1, 2, 3</u> 不妊手術等に要した費用の領収金額 <u>35,000</u> 円 不妊手術等の実施日 <u>令和6年 6月 15日</u> 証明日 <u>令和6年 6月 15日</u> 診療施設の所在地 <u>大阪府河内長野市●●町●●●●</u> 診療施設の名称 <u>くろまる動物病院</u> 獣医師氏名 <u>高向 玄理</u> （本人が自署しない場合は記名押印をしてください。） ※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い 1. 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。 2. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。	
（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。） 「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。 不妊手術等を実施した猫の番号 <u>4, 5</u> 不妊手術等に要した費用の領収金額 <u>30,000</u> 円 不妊手術等の実施日 <u>令和6年 6月 29日</u> 証明日 <u>令和6年 6月 29日</u> 診療施設の所在地 <u>大阪府●●●市●●町●●●</u> 診療施設の名称 <u>大阪動物病院</u> 獣医師氏名 <u>大阪 一郎</u> （本人が自署しない場合は記名押印をしてください。） ※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い 1. 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。 2. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。	

様式第6号(第11条関係)

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書

令和6年 7月 1日

(宛先) 河内長野市長

(申請者)

団体名 河内長野市ねこの会

代表者氏名 河内 花子

住 所 河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 実施月 令和6年 6月

2. 活動地域 河内長野市●●町

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄

(申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要)

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。(活動地域の自治会等団体の代表者が署名)

(署名) 長野 太郎

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書(様式第6号)(本報告書)	—
⑯	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
⑰	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真(捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。)	☒
⑱	交付決定事業において手術等を行った所有者のいない猫の手術前後の写真(耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。)	☒
⑲	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
⑳	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

本事業を活用する猫の手術等実績を記入してください

5 頭 (内訳 雄 2 頭、雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	5,500
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	

手術等を受け
させた猫の特
徴を記入して
ください。

手術を行った獣
医師に確認を取
るなどして、必
ず記入してくだ
さい。

動物病院で実施した手術内容を記入
してください。

病院搬入後に不妊手術済であること
が判明した場合（番号4の猫の例）
は、耳カットと併せてワクチン接種
または駆虫もしくはその両方を行っ
た場合は補助対象となりますが、耳
カットを行わなかった場合は補助対
象外となります。

本事業の対象
となる手術等
費用を記入し
てください。

※交付申請に
基づく交付決
定額が補助金
の上限となり
ます

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。	
不妊手術等を実施した猫の番号	<u>1, 2, 3</u>
不妊手術等に要した費用の領収金額	<u>35,000</u> 円
不妊手術等の実施日	<u>令和6年 6月 15日</u>
証明日	<u>令和6年 6月 15日</u>
診療施設の所在地	<u>大阪府河内長野市●●町●●●●</u>
診療施設の名称	<u>くろまる動物病院</u>
獣医師氏名	<u>高向 玄理</u>
(本人が自署しない場合は記名押印をしてください。)	
※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い	
3.	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。
4.	不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

(以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。)

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。	
不妊手術等を実施した猫の番号	<u>4, 5</u>
不妊手術等に要した費用の領収金額	<u>30,000</u> 円
不妊手術等の実施日	<u>令和6年 6月 29日</u>
証明日	<u>令和6年 6月 29日</u>
診療施設の所在地	<u>大阪府●●●市●●町●●●</u>
診療施設の名称	<u>大阪動物病院</u>
獣医師氏名	<u>大阪 一郎</u>
(本人が自署しない場合は記名押印をしてください。)	
※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い	
3.	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。
4.	不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書

記入例③

（獣医師による不妊手術等証明欄）

令和 6 年 7 月 1 日

（宛先）河内長野市長

（申請者）

団体名 河内長野市ねこの会

代表者氏名 河内 花子

住 所 河内長野市原町一丁目 1 番 1 号

電話番号 0 7 2 1 - 5 3 - 1 1 1 1

標記補助金に係る事業実績について、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 実施月 令和 6 年 6 月

2. 活動地域 河内長野市●●町

3. 活動地域の自治会等団体による承認欄

（申請団体が河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体に該当する場合のみ必要）

補助金交付申請者の記入欄

私は、補助対象事業の猫の捕獲が適切に実施されたことを認めます。（活動地域の自治会等団体の代表者が署名）

（署名） 長野 太郎

4. 添付書類確認欄

No.	添付書類	チェック
—	河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第 6 号）（本報告書）	—
21	捕獲器の設置場所を示した区域図	☒
22	交付決定事業における猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるものに限る。）	☒
23	交付決定事業において手術等を行った所有者のいない猫の手術前後の写真（耳カットが実施されたことが確認できるものに限る。写真には番号を記入して「5. 実施の詳細」と対応させること。）	☒
24	動物病院において手術等に要した費用に係る領収書の写し	☒
25	その他市長が必要と認める書類	☒

※実績報告書を提出する前に添付した書類に必ずチェックを入れてください。

5. 実施の詳細

5 頭 (内訳 雄 2 頭 、 雌 3 頭)

番号	毛色・特徴	性別	実施した手術等	手術等費用	
1	三毛	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000	
2	茶トラ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000	
3	黒白・痩せ	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	10,000	
4	黒白・太	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	5,500	
5	黒	雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)	15,000	
6		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
7		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
8		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
9		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
10		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
11		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
12		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
13		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
14		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
15		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
16		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
17		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
18		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
19		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
20		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
21		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
22		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
23		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
24		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		
25		雄・雌	(不妊手術 ・ 耳カット ・ ワクチン接種 ・ 駆虫)		

補助金交付申請者の記入欄

※記入欄が不足する場合は別紙に記載してください（様式は任意）。

6. 獣医師による不妊手術等証明欄

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号

1, 2, 3

不妊手術等に要した費用の領収金額

35,000

円

不妊手術等の実施日

令和6年 6月 15日

証明日

令和6年 6月 15日

診療施設の所在地

大阪府河内長野市●●町●-●-●

診療施設の名称

くろまる動物病院

獣医師氏名

高向 玄理

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

獣医師ご本人が自署された場合は押印不要
自署されない場合は押印をお願いします。

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

5. 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

6. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

不妊・去勢手術、耳カット、ワクチン接種、ノミ等の駆虫にかかった費用の合計を記入してください。

（以下の欄については複数の動物病院にて不妊手術等を実施する場合に使用してください。）

「5. 実施の詳細」の猫に対し、不妊手術（雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。））等を実施したことを証明します。

不妊手術等を実施した猫の番号

4, 5

不妊手術等に要した費用の領収金額

20,500

円

不妊手術等の実施日

令和6年 6月 29日

証明日

令和6年 6月 29日

診療施設の所在地

大阪府●●●市●●町●-●-●

診療施設の名称

くろまる動物病院

獣医師氏名

大阪 一郎

（本人が自署しない場合は記名押印をしてください。）

※ 手術を実施する獣医師の方へのお願い

5. 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金の実績報告の手続きに必要ですので、手術実施の証明をお願いします。

6. 不妊手術済であることが識別できるように、耳の一部のカットを実施してください。カット未実施の場合は補助金の対象となりません。

上段の記入欄が

記入済みであった場合に使用してください

8 - 4 - 4 . 地域猫不妊手術費用補助金交付 請求書

記入例

様式第8号（第13条関係）

令和6年 7月 1日

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付請求書

(宛先) 河内長野市長

(請求者)

請求者と口座名義が異なる場合は「委任状」欄に申請者名を記入してください。

団体名 ××××自治会
 代表者氏名 長野 太郎
 住 所 河内長野市原町一丁目1番1号
 電話番号 0721-53-1111

令和6年●月●日付け河内長野市●号により交付確定のあった河内長野市地域猫不妊手術費用補助金について、●号より請求します。

請求額 55,500 円

「河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付確定通知書」の「補助金交付確定金額」を記入してください。

なお、補助金については、下記の口座に振り込まれるよう依頼します。

フ	金融機関の名称		預金種目	口座番号
口座名義	銀行等名	支店・支所	(どちらかに○)	
<u>××××自治会</u>	くろまる銀行	高向支店	普通 当座	●●●●●●●●

委任状 私は、上記の口座名義人に補助金の受領を委任し、その口座に補助金が振り込まれることをもって補助金を受領したものと認めます。

(申請者) 長野 太郎

(申請者と口座名義人が異なる場合、委任状の部分にも記名してください。)

発行責任者及び担当者（押印する場合は記載不要）

- ・発行責任者 長野 太郎 (連絡先：090-●●●●●●-●●●●●●)
- ・担当者 長野 太郎 (連絡先：090-●●●●●●-●●●●●●)

代表者氏名欄に押印いただいた場合は、記入不要です。

9. 參考資料

9 - 1 . 河内長野市地域猫活動団体 登録要領

河内長野市地域猫活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、河内長野市内で地域猫活動を行う団体の登録（以下「団体登録」という。）について、必要な事項を定める。

(団体登録の要件)

第2条 団体登録ができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の一定の区域において、地域猫活動（住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 同一の世帯に属さない3名以上のもので構成されていること。
- (3) 地域猫活動を行う地域（以下「活動地域」という。）内の住民に対して活動の周知を行い、同意を得ること。
- (4) 現在の活動地域における地域猫及び地域猫活動に係る苦情、トラブル、損害等について、自らの責任において対応を行うこと。
- (5) 毎年度、市長の求めに応じて地域猫の状況及び活動状況を報告すること。
- (6) 自ら動物を愛護するのみならず、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の精神に則り、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発その他の活動を行うこと。
- (7) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は団体の代表者若しくは役員等が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(団体登録の申請)

第3条 団体登録を受けようとする団体は、地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体構成員名簿（様式第2号）
- (2) 団体の活動内容を規定した規約等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、団体登録の可否を地域猫活動団体登録（更新）可否決定通知書（様式第3号。以下「可否決定通知書」という。）により、当該申請を行った団体に通知するものとする。

(団体登録の有効期間等)

第4条 団体登録の有効期間は、登録のあった日の属する年度の3月31日ま

でとする。

- 2 前項の規定に関わらず、団体登録は更新することができ、更新後の団体登録の有効期間は、更新日の属する年度の3月31日までとする。

(団体登録の更新申請)

第5条 前条第2項に基づく団体登録の更新を行おうとする団体は、地域猫活動団体登録更新申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域猫活動実績報告書(様式第5号)

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、団体登録の更新の可否を可否決定通知書により、当該申請のあった団体に通知するものとする。

(団体登録の変更)

第6条 団体登録を受けた団体は、団体登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域猫活動団体登録変更届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(団体登録の廃止)

第7条 団体登録を廃止しようとする団体は、速やかに地域猫活動団体登録廃止届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第8条 市長は、団体登録を受けた団体が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

(1) 団体登録を受けた団体が第2条各号のいずれかに該当しなくなった場合

(2) 虚偽、不正等の手段によって団体登録を受けた場合

(3) その他、団体登録が適当でないと市長が認める場合

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

9 - 2 . 河内長野市地域猫用捕獲器 貸出要領

○河内長野市地域猫用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不妊去勢手術を行う目的で猫を捕獲する捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域猫 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく猫をいう。

(2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

(貸出しの対象)

第3条 捕獲器の貸出対象者（以下「対象者」という。）は、河内長野市内において地域猫活動を行う、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体

(2) 河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体

(貸出期間)

第4条 捕獲器の貸出期間は、貸出日から起算して、貸出日が属する年度内における原則1箇月以内とし、再申請することを妨げない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

(申請)

第5条 捕獲器の貸出しを希望する対象者（以下「希望者」という。）は、河内長野市地域猫用捕獲器貸出申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）

(2) 賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が第3条第2号に規定する団体の場合のみ）

(貸出し)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、その内容が適切であると認めるときは、職員に捕獲器の使用方法及び捕獲等の際の留意事項について十分な説明を行わせ、捕獲器に捕獲器標識を付けた上で、希望者に無償で貸出しするものとする。

2 市長は、前項の貸出しを行う際、希望者に捕獲器の状態を確認させ、破損等の状態が無い事を市と希望者の双方で同意するものとする。

(貸出し後の使用及び管理)

第7条 前条第1項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を不妊去勢手術の実施を目的とした捕獲以外に使用しないこと。
- (2) 捕獲器を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は改造しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者の土地等に設置する場合は、必ず所有者の承諾を得てから設置し、他の者及び財産に損害等を与えないように責任を持って管理及び使用すること。
- (4) 飼い猫の誤捕獲を未然に防止するため、捕獲活動を行う前に、地域猫活動を実施しようとする地区の自治会及び隣接自治会等の会員に対し、捕獲予定日時を事前に周知すること。
- (5) 餌の入替え、清掃等、捕獲器使用に伴い発生する各種作業は、近隣地域住民等とトラブルにならないよう、借受者が責任をもって行うこと。
- (6) 捕獲器の設置場所は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど猫に配慮した場所とすること。
- (7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器を確認すること。
- (8) 捕獲器の設置、猫の捕獲等に起因した苦情等については、借受者が自己の責任において誠実な対応を行うこと。

(返却及び活動報告)

第8条 借受者は、捕獲器を返却する際は、清掃し、借り受けたときと同程度の状態にあるかを確認し、第4条に規定する貸出期間の満了する日までに捕獲器を市長に返却するとともに、河内長野市地域猫用捕獲器利用報告書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、既に捕獲器の貸出しを受けている者が再申請を行う場合は、当該再申請日の前1週間以内に撮影された捕獲器の写真を市長に提出することをもって、捕獲器の返却に代えることができるものとする。

(貸出しの取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、捕獲器の貸出しを取り消し、貸し出した捕獲器を速やかに返却するよう求めることができる。

- (1) 第7条各号の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請その他不正な手段により捕獲器の貸出しを受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(免責)

第10条 河内長野市は、捕獲器の貸出し及び使用に起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(損害賠償)

第 11 条 借受者の責めに帰すべき理由によって、捕獲器を滅失し、又はき損したときは、借受者がその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

2 捕獲器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(補則)

第 12 条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

9 - 3 . 河内長野市さくらねこ無料 不妊手術チケット利用要領

河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用要領

(目的)

第1条 この要領は、地域猫活動に取り組む地域団体等に対して、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が発行する「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫に不妊手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (2) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (3) 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、河内長野市内において地域猫活動を行う、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
- (2) 河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はチケットを交付しない。

- (1) 譲渡し、又は飼い猫にする予定の猫の不妊手術を行う場合
- (2) 交付対象者が過去に同種の事業を実施するにあたり著しく問題があった場合
- (3) その他市長がチケットの利用が適当でないと認める場合

(申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）
- (2) 賠償責任保険への加入を証する書類（申請者が前条第1項第2号に規定する団体の場合のみ）

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、どうぶつ基金にチケットを申請するものとする。

2 市長は、前項の申請に基づき、どうぶつ基金により発行されたチケットの枚数の範囲内でチケットの交付を決定し、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、チケットを交付するものとする。

（活動報告）

第6条 前条第2項の規定によりチケットの交付を受けた申請者は、チケット使用月の翌月末までに、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第3号）を、市長に提出するとともに、利用しなかったチケットを返却するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、第5条第2項の規定によりチケットの交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合、河内長野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消し等通知書（様式第4号）により通知し、交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付したチケットの全部もしくは一部の返還を求めることができる。

(1) チケットの利用方法が不適當と認められる場合

(2) 本要領、どうぶつ基金が定める各種規程等に違反した場合

(3) その他市長が必要と認める場合

（苦情等の対応）

第8条 チケットの利用により生じた苦情、損害等については、チケットの利用者が責任をもって対応を行うものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

9 - 4 . 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱

河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域猫活動を通じた地域の環境美化の推進を図るため、予算の範囲内において交付する河内長野市地域猫不妊手術費用補助金（以下「補助金」という。）について、河内長野市補助金交付規則（平成14年河内長野市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) TNR 所有者のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術を実施し、及び元の地域に戻すことをいう。
- (2) 地域猫活動 住民、自治会、ボランティア団体等が、地域に住み着いた所有者のいない猫にTNRを施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理していく活動をいう。
- (3) 飼い猫 所有者が明確であり、所有者から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (4) 不妊手術 雄の猫の去勢手術及び雌の猫の避妊手術（堕胎を含む。）をいう。

(交付対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「交付対象団体」という。）は、市内において地域猫活動を行い、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の連合自治会、自治会、町会その他これらに準ずる団体
 - (2) 河内長野市地域猫活動団体登録要領に基づく団体登録を受けている団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付対象団体としない。
- (1) 過去にTNRを実施するにあたり著しい問題があった団体

- (2) 河内長野市暴力団排除条例(平成26年河内長野市条例第22号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (3) 代表者、役員、従事者等が排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「交付対象事業」という。)は、市内で実施するTNR(不妊手術等の実施については、市外の動物病院を含む。)とする。

(交付対象経費等)

第5条 補助金の交付を受けることができる経費(以下「交付対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 不妊手術に要する費用
 - (2) 識別を目的として猫の耳の一部を切除する手術(以下「耳カット」という。)に要する費用
 - (3) 感染症予防等の目的で実施するワクチンの接種(以下「ワクチン接種」という。)に要する費用
 - (4) ノミ、ダニ等の寄生虫の駆除(以下「駆虫」という。)に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置に要する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。
- (1) 飼う又は譲渡等する予定の猫に対して実施する場合
 - (2) 補助金以外の寄附金その他の収入を得て実施する場合
 - (3) 妊娠中の猫に不妊手術を行う際、堕胎の措置を実施しない場合
 - (4) 前項第1号及び第3号から第5号までの措置を耳カットと併せて実施しない場合

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、交付対象事業に要した交付対象経費の合計とし、別表に定める額を1頭あたりの上限とする。

- 2 前項の交付額は、百円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする交付対象団体は、補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する月(以下「実施月」という。)の前々月の末日(実

施月が4月の場合にあつては交付対象事業の開始日、5月の場合にあつては前月の末日）までに河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 河内長野市地域猫不妊手術費用補助金誓約書（様式第2号）
- (2) 活動地域の区域図（捕獲器の設置場所、給餌場所等の主たる活動拠点が記載されたもの）
- (3) 賠償責任保険への加入を証する書類（第3条第1項第2号に規定する団体に限る。）
- (4) 代表者の住民票の写し（マイナンバーの記載の無いものに限る。）、運転免許証の表面及び裏面の写し、パスポートの写し又はマイナンバーカードの表面（顔写真のある面）の写し（記載されている住所と交付申請書に記載する住所が一致しているものに限る。）その他本人であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定した場合には、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請した交付対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（交付決定事業の変更等）

第9条 前条第1項に規定する交付の決定の通知を受けた交付対象団体（以下「補助金受領決定団体」という。）は、当該交付の決定の通知を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付決定事業（変更・中止）承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額の増額を伴う変更は認めないものとする。

2 市長は、前項の規定により承認又は不承認を決定したときは、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付決定事業（変更・中止）（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、速やかに補助金受領決定団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、その時点で既に完了している事業については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、速やかにその旨を補助金受領決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金受領決定団体は、第8条第1項に規定する通知の日以降で、かつ実施月の初日から末日までの間に交付決定事業を開始し、及び完了しなければならない。

2 補助金受領決定団体は、交付決定事業を完了したときは、当該事業の実施月の翌月の末日までに河内長野市地域猫不妊手術費用補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、実施月が3月の場合は3月末日までに提出することとする。

（1）捕獲器の設置場所を示した区域図

（2）猫の捕獲に係る活動現場の写真（捕獲器を設置している様子が確認できるもの）

（3）手術等を行った所有者のいない猫の手術前後の写真（交付決定事業において耳カットが実施されたことが確認できるもの）

(4) 手術等に要した費用に係る領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第2項に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助金受領決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金受領決定団体は、河内長野市地域猫不妊手術費用補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金受領決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱の規定又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を補助金受領決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金受領決定団体に対して当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(苦情等の対応)

第16条 交付対象事業により生じた苦情、損害等については、当該事業を実施した補助金受領決定団体が責任をもって対応を行うものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

交付対象経費の組み合わせごとの1頭あたりの交付上限額

不妊手術及び耳カット（雄）	該当	該当	該当	—	—	—	—	—	—
不妊手術及び耳カット（雌）	—	—	—	該当	該当	該当	—	—	—
既に不妊手術が実施されている猫に係る耳カット	—	—	—	—	—	—	該当	該当	該当
ワクチン接種及び駆虫	該当	—	—	該当	—	—	該当	—	—
ワクチン接種又は駆虫のうちいずれか一方	—	該当	—	—	該当	—	—	該当	—
1頭あたりの上限額	7,200円	6,100円	5,000円	9,200円	8,100円	7,000円	5,200円	4,100円	3,000円

9 - 5 . 団体会則例

「 」会則

(名称)

第1条 本会は、 と称する。

(目的)

第2条 本会は動物愛護の精神に基づき、活動区域内に存する住み着いた所有者のいない猫を適正に飼育管理し、に不妊去勢手術を施し、その命を全うするまで地域内で適切に管理することにより周辺的生活環境の向上及び個体数増加の抑制を図り、もって人と猫との共存を目指すことを目的として設置する。

(所在地)

第3条 本会の事務局は河内長野市 に置く。

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次のボランティア活動を行う。

- (1) 地域猫活動
- (2) 動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発 動物愛護に係る啓発

(役員)

第5条 本会は、次の役員を置き、運営する。なお、役員は会員の互選により選任する。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計

(役員の職務)

第6条 代表は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故等あるときは代表の職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計事務を行う。

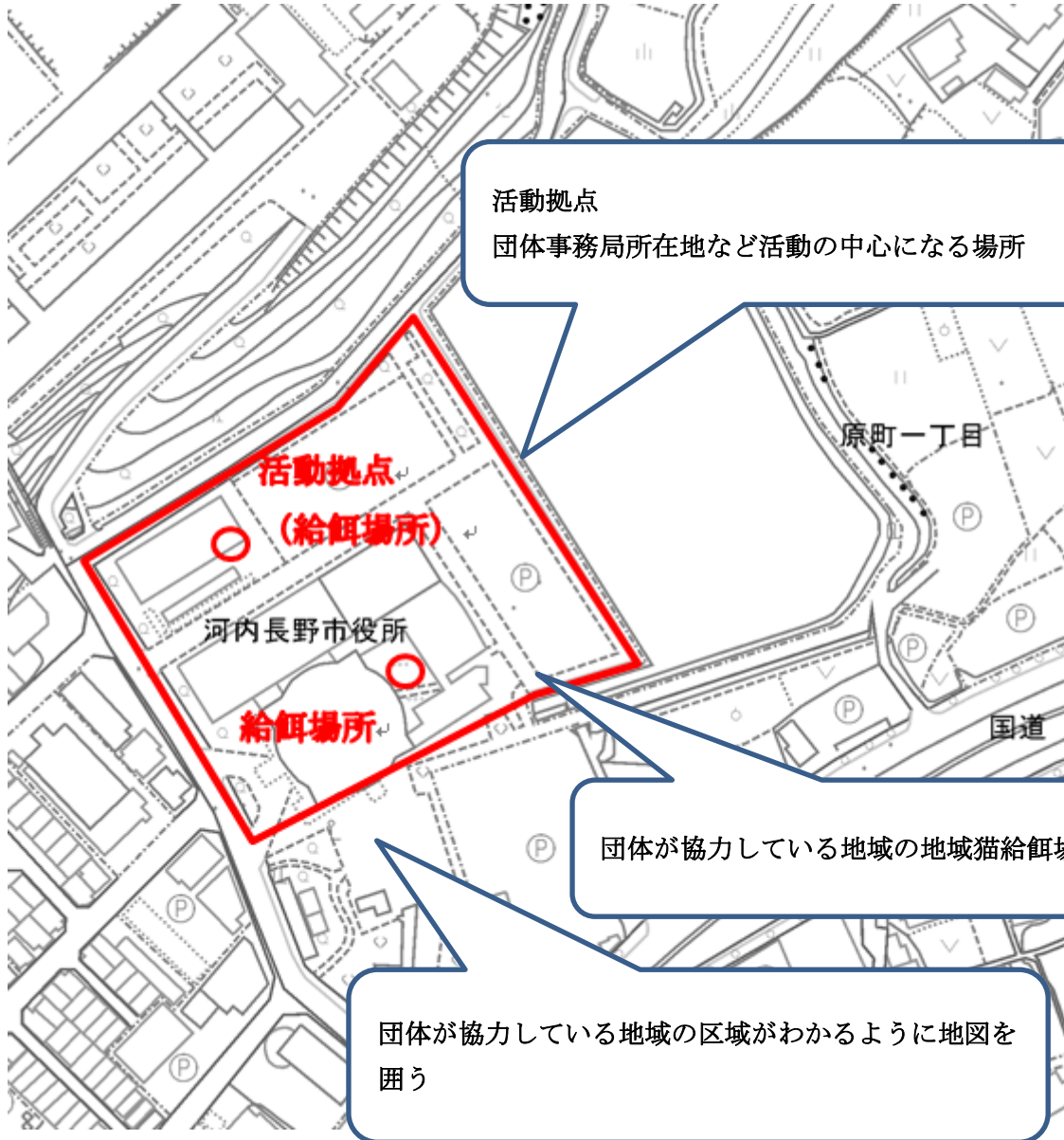
附 則

この会則は、 年 月 日から施行する。

9 - 6 . 活動地域の区域図例

活動地域の区域図

記入例



10. あとがき

河内長野市内には地域猫活動が行われている地域が複数あり、それらの地域では、住民の理解と協力のもと大きなトラブルもなく、人と猫が生活しています。

地域猫活動を行っている地域は「猫好きの人」だけが住む特別な地域だったのでしょうか？ そうではありません。地域猫活動が行われている地域にも「猫嫌いの人」はいました。では「猫嫌いの人」の意見を見無視して地域猫活動を行っているのでしょうか？ それも違います。地域猫活動を行う地域では自分たちの住む地域をよりよくするために「猫好きの人」と「猫嫌いの人」が意見を出し合ってお互いに納得した上で地域猫活動が行われています。

地域猫活動は、猫による環境被害を軽減し、「猫好きの人」や「猫嫌いの人」、様々な考え方を持つ人がいる地域の中で「地域環境を改善すること」を目的とするものです。このため、「猫嫌いの人」の声にも耳を傾けるとともに、活動実績や成果を地域で共有し、地域猫活動を継続することが「地域環境を改善すること」に役立つと住民に認識してもらうことが重要です。また、全国の地域猫活動実施事例の中には副次的な効果として、地域猫活動を通じて住民交流が増え、地域コミュニティの活性化に繋がった事例もあります。

本ガイドブックをお読みになり少しでも地域猫活動に興味を持たれましたら、一度河内長野市にご連絡くださいますようお願いいたします。

